

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年1月25日（平成30年（行情）諮問第45号）

答申日：平成30年3月26日（平成29年度（行情）答申第538号）

事件名：裁判書類のうち裁判の結果の概要が記載されている文書（労働局に係る分）の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「裁判書類のうち裁判の結果の概要が記載されている文書（労働局に係る分）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、別紙に掲げる文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年11月7日付け厚生労働省発総1107第2号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成29年9月13日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「裁判書類のうち、裁判の結果の概要が記載されている文書（労働局に係る分）」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年11月13日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

本件審査請求に係る開示請求は、「都道府県労働局に係る裁判において作成・取得された裁判書類のうち、裁判の結果の概要が記載されている文書」について行われたものである。

このため、処分庁においては、都道府県労働局が行った処分について提起された裁判において作成・取得した答弁書、準備書面及び各種申立書等であって、裁判の結果の概要が記載されている文書を本件開示請求対象行政文書として特定した。

(2) 原処分の妥当性について

裁判書類とは、訴訟が提訴されてから、判決が下されるまでに作成、取得する答弁書、準備書面及び各種申立書等である。

ここで、審査請求人は裁判の結果の概要が記載された裁判書類の開示を求めているが、裁判の結果の概要については、当該訴訟の判決後に作成するものであり、裁判書類にその概要が記載されることは想定されない。

本件審査請求を受けて、諮問庁としても念のため、労働局に係る裁判書類中に裁判の結果の概要が記載されている文書について存在の有無を確認したが、該当する文書はなかった。

以上のことから、本件対象行政文書について不開示とした原処分は妥当であると考えられる。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「（処分庁は）開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。」として原処分の取消しを求めているが、これに対する処分庁の説明は上記3（2）のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年1月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月8日 審議
- ④ 同月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「裁判書類のうち裁判の結果の概要が記載されている文書（労働局に関係する分）」である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

## 2 本件対象文書の保有の有無について

### (1) 諮問庁の説明について

ア 諮問庁の説明（上記第3の3（2））の趣旨は、裁判書類とは、訴訟が提訴されてから、判決が下されるまでに作成、取得する文書であるが、裁判の結果の概要は、訴訟の判決後に作成されることから、裁判書類にその概要が記載されることは想定されず、本件対象文書は存在しないとするものである。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は、上記アで述べた「裁判書類」の文書は、事務における運用上、そのような取扱いとしているのであって、「裁判書類」の定義、範囲等について特段法的根拠はないとする。

ウ 「裁判書類」という用語については、諮問庁が述べるような意味で用いられることがあるとしても、そのような定義付けが一般的にされているとはいえず、本件開示請求は「裁判の結果の概要が記載されている文書」の開示を求める点に主眼があるものと解され、そのような文書が「訴訟が提訴されてから、判決が下されるまでに作成、取得する文書」に含まれるとは考え難いことからすると、本件開示請求における「裁判書類」につき、諮問庁が述べるような意味で用いられているものと認めることはちゅうちょを覚えるところである。

そうすると、審査請求人に対する意思確認がされたとの事情も認められないことからすれば、「裁判書類」については、審査請求人に有利に解釈し、裁判に関係する書類を指すものと解するのが相当である。

### (2) 本件対象文書の保有の有無について

ア 本件では、「裁判書類のうち裁判の結果の概要が記載されている文書（労働局に関係する分）」の開示が求められており、当該文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は以下のとおりであった。

(ア) 裁判の結果の概要については、本件の開示請求書に「労働局に関係する分」と記載されていたので、労働局に関連する部局へ確認したところ、労働基準局において、労働局の訟務担当者が参考となりそのような事件について、作成することがあり、また、このような裁判の結果の概要が記載された文書は、都道府県労働局宛ての事務連絡文書として保存することとしている。

(イ) 今回確認したところ、裁判の結果の概要が記載された文書として、

別紙に掲げる文書がある。

イ 以上のことから、厚生労働省において、本件対象文書に該当するものとして少なくとも、別紙に掲げる文書を保有しているものと認められるので、これを特定して改めて開示決定等をすべきである。

また、当該文書に限らず、調査の上、本件対象文書に該当するものが存在するのであれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において別紙に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件対象文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別紙

平成28年12月26日付け厚生労働省労働基準局補償課労災保険審理室長  
発都道府県労働局労働基準部長宛事務連絡「「平成28年度（上半期）主要判  
決」の送付について」の別添「平成28年度（上半期）主要判決」